

■生体認証規定

1 生体認証

- (1) 生体認証とは、ＩＣキャッシュカード（ＩＣチップのある当行所定のキャッシュカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）をいいます。以下同じとします。）によるキャッシュカードとしての機能（キャッシュカード規定において定められている利用の方法をいいます。）の利用その他当行所定の届出事項の変更の際に、預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式をいいます。
- (2) 生体認証は、ＩＣキャッシュカード上のＩＣチップ（以下「ＩＣチップ」といいます。）に当行所定の機器及び操作手順により当行の認めた預金者の指静脈パターンを記録し、ＩＣチップに記録された預金者の指静脈パターン（以下「生体認証データ」といいます。）と当行所定の照合機に読み取らせた指静脈パターンを照合（以下「生体認証データの照合」といいます。）することにより認証を行うものとします。

2 生体認証契約の締結

- (1) 生体認証契約の締結に当たっては、あらかじめＩＣキャッシュカードの利用の申込みを行ってください。
- (2) 生体認証契約の申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳及び生体認証データを記録しようとするＩＣキャッシュカードを添えて当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「取扱本支店等」といいます。）に提出してください。
- (3) 前項の申込みにあたっては、取扱本支店等の端末機に届出の暗証を入力してください。
- (4) 生体認証契約の締結及び生体認証データの登録にあたっては、当行所定の本人確認のための資料を提出してください。十分な本人確認ができない場合には、生体認証契約をお断りすることができるものとします。

3 取扱店の範囲

- (1) 生体認証データの登録及び削除は、取扱本支店等の窓口において取り扱います。
- (2) 生体認証データの照合は、取扱本支店等の端末機並びに生体認証データ照合機能のある当行の現金自動預払機及び提携機（当行が貯金の受払事務を委託した金融機関に設置された現金自動預払機又は現金自動支払機をいいます。）（以下「生体認証対応端末機等」といいます。）において取り扱います。

4 生体認証の利用範囲

生体認証の利用範囲は、生体認証対応端末機等による次に掲げる取扱いとします。

- ① ＩＣキャッシュカードによる通常貯金又は通常貯蓄貯金（次条第２項から第４項までにおいて「貯金」といいます。）の払戻し
- ② ＩＣキャッシュカードによる電信振替

- ③ ICキャッシュカードによる振込
- ④ ICキャッシュカードによる電信現金払（取扱本支店等の端末機に限ります。）
- ⑤ ICキャッシュカードの届出事項の変更等（キャッシュカード規定第16条（届出事項の変更等）の届出事項の変更等をいいます。）
- ⑥ ICキャッシュカードによる国際送金
- ⑦ その他当行所定の取扱い

5 生体認証データの照合

- (1) ICチップに生体認証データを記録したICキャッシュカードにより、生体認証対応端末機等で前条に規定する取扱いを受けようとするときは、キャッシュカード規定、振替規定、振込規定、現金払規定及び国際送金規定による請求等のほか、当行所定の生体認証のための手続に従ってください。
- (2) 当行は、生体認証データについて、生体認証対応端末機等により同一性が認定され、かつ、生体認証対応端末機等の操作の際に使用されたICキャッシュカードが、当行が預金者に交付したものであること及び入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、貯金の払戻し、電信振替、振込、電信現金払、届出事項の変更、国際送金その他当行所定の取扱いをします。
- (3) 当行が生体認証対応端末機等で生体認証データの照合により同一性の認定ができなかった場合又は生体認証データの照合が不可能と判断した場合その他相当の事由がある場合（生体認証対応端末機等の障害等がある場合を含む。）には、当行は、生体認証データの照合を行わず、キャッシュカード規定、振替規定、振込規定、現金払規定又は国際送金規定により貯金の払戻し、電信振替、振込、電信現金払、届出事項の変更、国際送金その他当行所定の取扱いをします。
- (4) 前項の規定にかかわらず、ICキャッシュカードのICチップの障害等により、生体認証データの照合ができなかった場合には、生体認証対応端末機等で当該ICチップに障害のあるICキャッシュカードによる貯金の払戻し、電信振替、振込、電信現金払、届出事項の変更、国際送金その他当行所定の取扱いはいたしません。

6 生体認証データの登録変更

- (1) 生体認証データを変更しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳及びICキャッシュカードを添えて取扱本支店等に届け出てください。この場合、端末機に届出の暗証を入力してください。
- (2) 前項の届出があったときは、当行は、ICチップに登録された生体認証データを消去します。
- (3) 前項の生体認証データの消去が完了した後、生体認証データの登録を行ってください。
- (4) 生体認証データの登録変更の処理が正常に終了しなかった場合、生体認証対応端末機等によりお取扱いができないことがあります。

7 ICキャッシュカードの再交付

生体認証データを登録したICキャッシュカードの再交付の請求があったときは、第

9条の生体認証契約の解約の届出があったものとして取り扱います。

8 代理人のICキャッシュカード

(1) キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）により交付された代理人（キャッシュカード規定第9条（代理人のカード）の代理人をいいます。）のICキャッシュカードの生体認証契約の締結についても、この規定により取り扱います。

(2) 前項の場合、預金者が同席のうえ（当行がやむを得ないと認めた場合を除きます。）、代理人のICキャッシュカードに代理人の生体認証データを記録します。

9 生体認証契約の解約

(1) 生体認証契約を解約しようとするときは、預金者は、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳及びICキャッシュカードを添えて取扱本支店等に届け出てください。この場合、端末機に届出の暗証を入力してください。

(2) ICキャッシュカードについて、キャッシュカード規定第20条（カード利用の廃止等）によるカード利用の廃止の届出があったとき（同条第2項によりカード利用の廃止の届出があったものとして取り扱う場合を含みます。）、同条第4項によりICキャッシュカードが取扱本支店等に返却されたとき又は当行所定の取扱いによりICキャッシュカードが取扱本支店等に提出されたときは、前項の解約の届出があったものとして取り扱います。

10 規定の適用

生体認証の取扱いには、この規定のほか、「キャッシュカード規定」が適用されます。ただし、キャッシュカード規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

11 規定の改定

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

附 則

（実施期日）

この改正規定は、2021年1月13日から実施します。